

千葉県保健医療計画に基づく病床配分について

令和5年3月3日
千葉県健康福祉部医療整備課
電話 043-223-3884

県では、令和4年1月に千葉県保健医療計画の中間見直しを行い、基準病床数の見直しを行ったところ、一般病床及び療養病床にあっては、千葉、東葛南部及び東葛北部の二次保健医療圏において、病床の整備が必要となりました。

病床の整備計画の公募を令和4年6月1日から7月29日まで行ったところ、応募があったことから、医療審議会等の意見を聴取したうえで、病床配分を実施しました。

1 医療圏別の応募状況及び配分状況

別紙1、別紙2のとおり

2 病床配分の考え方

別紙3「令和4年度病床の整備計画の公募について」2不足病床の配分方針に基づき、千葉県保健医療計画との整合性や整備計画の内容・熟度等を勘案し配分しました。

《参考》経緯

令和4年1月	千葉県保健医療計画の中間見直し
令和4年5月	千葉県医療審議会病院部会 (配分方針についての意見聴取)
令和4年6月1日～7月29日	整備計画の公募
令和4年9月～10月	整備計画書のヒアリング
令和4年10月～11月	地域保健医療連携・地域医療構想調整会議 (応募者による整備計画の説明)
令和5年2月	千葉県医療審議会病院部会 (病床配分についての意見聴取)

病床配分に係る整備計画書応募状況及び配分状況

1 一般・療養病床（二次保健医療圏別）

医療圏	配分可能 病床数 (※)	応募状況	配分病床数
千葉	204床	498床（9者）	204床（7者）
東葛南部	1,259床	980床（10者）	800床（9者）
東葛北部	1,071床	948床（10者）	847床（9者）
計	2,534床	2,426床（29者）	1,851床（25者）

(※) 配分可能病床数は、令和4年10月1日現在の既存病床数と基準病床数を比較し、不足する病床数となるため、公募時の予定数（令和4年4月1日現在）とは異なっている。

病床配分一覧

1 千葉保健医療圏

	医療機関名	開設予定地	既存病床数	配分病床数
1	医療法人社団鎮誠会 令和リハビリテーション病院	千葉市中央区	120床	12床
2	医療法人社団有相会 最成病院	千葉市花見川区	199床	21床
3	医療法人社団幸有会 幸有会記念病院	千葉市花見川区	150床	8床
4	医療法人社団駿心会 いなげ西病院	千葉市稲毛区	80床	50床
5	医療法人社団ふけ会 富家千葉病院	千葉市稲毛区	199床	71床
6	千葉市 千葉市立新病院（仮）	千葉市美浜区	333床	16床
7	医療法人白百合会 幕張病院	千葉市美浜区	180床	26床
千葉保健医療圏の合計				204床

2 東葛南部保健医療圏

	医療機関名	開設予定地	既存病床数	配分病床数
1	医療法人社団白翔会 白翔会市川病院（仮称）	市川市	新規開設	199床
2	医療法人社団寿光会 （仮称）船橋旭町病院	船橋市	新規開設	135床
3	医療法人下総会 葉園台リハビリテーション病院	船橋市	50床	42床
4	医療法人社団ふけ会 （仮称）富家船橋病院	船橋市	新規開設	199床
5	医療法人社団睦会 いけだ病院	船橋市	48床	70床
6	社会医療法人社団菊田会 習志野第一病院	習志野市	183床	18床
7	医療法人社団愛友会 津田沼中央総合病院	習志野市	314床	8床
8	学校法人明海大学 明海大学歯学部附属明海大学病院（仮称）	浦安市	新規開設	20床
9	医療法人社団城東桐和会 タムス浦安病院	浦安市	199床	109床
東葛南部保健医療圏の合計				800床

3 東葛北部保健医療圏

	医療機関名	開設予定地	既存病床数	配分病床数
1	医療法人社団ときわ会 常盤平中央病院	松戸市	54床	145床
2	医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院	松戸市	333床	9床
3	医療法人社団福聚会 (仮称) 野田運河総合病院	野田市	新規開設	300床
4	医療法人社団葵会 千葉・柏リハビリテーション病院	柏市	210床 (330床)	100床
5	医療法人深町病院 深町病院	柏市	85床	3床
6	社会医療法人社団蚩水会 名戸ヶ谷病院	柏市	300床	50床
7	柏市 柏市立柏病院	柏市	200床	40床
8	医療法人社団六医会 流山セントラルケアMEDICINE	流山市	新規開設	150床
9	社会医療法人社団蚩水会 名戸ヶ谷あびこ病院	我孫子市	131床	50床
東葛北部保健医療圏の合計				847床

※4 千葉・柏リハビリテーション病院的既存病床数(330床)は、精神病床を含む病床数。

令和4年度病床の整備計画の公募について

県では、令和4年1月に千葉県保健医療計画の中間見直しを行いました。

中間見直しにおいて、基準病床数についての見直しを行ったところ、一般病床及び療養病床にあっては、千葉、東葛南部及び東葛北部の二次保健医療圏において、病床の整備が必要となりました。

そこで、保健医療計画における医療体制の整備方策に沿う病床の整備計画について、既存病床数を時点修正（令和4年4月1日時点）の上、公募※を行うこととします。

※ 実際の病床配分においては、令和4年10月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足する病床数となります。

1 公募の対象の二次保健医療圏及び病床数

- ・ 千葉保健医療圏 182床
- ・ 東葛南部保健医療圏 1,251床
- ・ 東葛北部保健医療圏 1,043床

※ 上記の病床数は令和4年4月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足している病床数です。

2 不足病床の配分方針

- (1) 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画（令和4年1月改定）における医療提供体制の整備方策との整合性を図る必要がある。
- (2) 具体的には、二次保健医療圏（地域医療構想における構想区域）ごとに不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、地元市町村、地区医師会及び地域医療構想調整会議等の意見を考慮し、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。
ただし、不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。
- (3) 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
- (4) 令和7年12月末までの整備又は着工を条件とする。

【優先順位】

千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

ア 地域医療構想の各構想区域において不足している医療機能に係る病床 ※

イ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床

※ 病床機能報告結果等による当該区域の機能別病床数と必要病床数を比較して、不足している医療機能にかかる病床のこと。

3 公募期間

令和4年6月1日から令和4年7月29日まで